

一般競争入札による市有地売却手続きの流れ

【詳細については要領参照】

関係書類入手	方法① 市役所本庁舎の財政課管財係の窓口にてお渡し。 方法② ホームページで様式をダウンロード。 ※注意※ 入札参加を希望する方は、「公有財産入札要領」「入札者心得書」を必ず熟読してください。
入札申し込み 令和8年3月17日(火)から 令和8年4月13日(月)まで	・必要な書類を記入のうえ、田原市役所 南庁舎3階 財政課管財係まで直接提出してください。 ※注意※ 郵送やメールでの申し込みはできません。 必要書類等は「入札要領」2ページをご確認ください。
入札保証金納付 入札申込手続後から 令和8年4月16日(木)まで	・予定価格で入札金額の100分の10の金額にあたる入札保証金を田原市指定金融機関で納付してください。会計課の窓口での納入も可能。 ※入札日当日、入札保証金の振込領収書が必要です。
入札 令和8年4月17日(金) 午前10時から	・田原市役所 北庁舎2階201会議室で行います。 ・入札に参加するためには、必ず事前に申し込みが必要です。 ・必要書類等は「公有財産入札要領」4ページをご確認ください。
開札・落札	・その場で即日開札します。市が定める予定価格以上で一番高い金額を入札した方が落札者となります。 ・落札者以外の方の入札保証金は、後日口座振込にてお返しします。
契約保証金納付 または代金全額納付 売買契約締結 令和8年5月29日(金)まで	・ 売買代金の100分の10以上の金額の契約保証金または売買代金の全額 を納付してください。 ・契約書は市で用意します。契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。 ・期限までに契約しない場合、落札者の資格を失い、入札保証金は市のものとなります。
代金全額納付 契約締結日から30日以内	・契約締結の日から30日以内に残金を全額納付してください。
所有権移転・物件引渡	・売買代金の全額が納付されたときに所有権が移転するものとし、所有権移転の登記は市が行います。登録免許税は落札者の負担となります。 ・登記完了後、現地にて土地の引き渡しを行います。

お問合せ
田原市役所 総務部財政課管財係
TEL 0531-23-3523